

税関総署HPより（上海総領事館仮訳）

## 税関、上海自由貿易試験区監督管理刷新を複製普及

公表時間：2014年8月15日

8月13日、税関総署は上海自由貿易試験区における税関監督管理刷新制度を複製普及させる手配を行った。

今年上半期、税関総署による授權を経て、上海税関は、複製可能、普及可能な「集中一括納税」、「保税展示取引」、「先入区、後通関」等14項目の制度を対外的に発表した。最近では5項目の新しい企業管理分野での刷新制度も施行した。「簡素で集約され、通関に便利を図り、安全で高効率な」制度刷新の経験を形成し、そして一応の改革利益を発生させた。統計によると、1月から6月までの上海自由貿易試験区に新たに登録した企業は同期比10.1倍と大幅に増加し、企業の物流コストは10%低下し、輸出入総額は同期比10.9%増加し、そして新たな貿易業態を生み出すことを促した。

上述の税関監督管理刷新制度は、8月18日から長江経済ベルトの51の税関特殊監督管理区域に複製普及し、9月3日から全国の税関特殊監督管理区域に複製普及し、9月18日から税関特殊監督管理区域以外の地域に複製普及させる。

承知するところでは、複製普及前に、税関は問題、市場と需要のそれぞれのすう勢を結びつけ、各地の税関は企業展開の調査・研究業務に入り込み、十分に企業の意見・提言を聴取した。その結果によると、全国113の税関特殊監督管理区域において、14項目の制度をまとめて複製させる需要は83%に達した。7月には天津、重慶、西安の3つの税関が複製普及の試験を先立って実施し、複製による問題の発生の可能性を調べている。

干広洲税関総署長は、制度刷新と複製普及は一編の文章の「上」と「下」編のようなものであり、いずれも欠くことができず、制度刷新を推進するのと同じように複製普及任務を推進し、苗を森林に育て上げたいと述べた。

干広洲税関総署長は、複製普及は決して単純な模倣ではなく、必ず、実際と照らし合わせ、全ては、実際を出発点として、十分に制度の適用可能性を考慮し、条件が整い実際のニーズがあるものについて複製普及を行う、と強調した。彼は、上海自由貿易試験区の主体性重視と自己変革の精神を学び、企業の声に耳を傾け、企業のコストを低減し、企業の競争力を増強し、市場活力をかきたてることを改革の出発点かつ立脚点とし、改革が多くの企業の歓迎を受け、市場の歓迎を受けるものとしなければならない、と語った。